

2022年9月22日

「令和5年度税制改正要望」の公表について

一般社団法人日本STO協会（所在地：東京都千代田区、会長：北尾吉孝、略称：JSTOA、以下本協会）は、2022年9月22日開催の理事会において、「令和5年度税制改正要望書」を添付のとおり取りまとめました。

本要望は、セキュリティトークン市場活性化委員会の下部機関として設置されたセキュリティトークン税制ワーキング・グループが中心となり検討を行ったものであり、特に電子記録移転権利（みなし有価証券のセキュリティトークン）に係る所得税の取扱いについて要望するものとなっております。

本協会における税制改正要望は今回が初めてとなりますが、電子記録移転権利に適用される税制について、同一の商品性を持つ特定受益証券発行信託の受益証券のSTと同等の取扱いとしていただき、投資家が安心して投資できるセキュリティトークン市場の環境整備及び活性化が図れるよう、今後、各方面に働きかけていきたいと存じます。

以 上

■ 税制改正要望の骨子

1. 配当及び収益分配金の課税（申告納税）の取扱い

電子記録移転権利（みなし有価証券のセキュリティトークン）の配当及び収益分配金については、原則雑所得として課税されるが、特定受益証券発行信託の受益証券のセキュリティトークンと同等の取扱い（配当所得の課税の特例¹）とすることを要望する。

2. 譲渡所得の課税の取扱い

譲渡価額と取得価額との差額が譲渡所得として総合課税の対象となる電子記録移転権利に係る譲渡所得の課税の取扱いについて、特定受益証券発行信託の受益証券のセキュリティトークンと同等の取扱い（申告分離課税）とすることを要望する。

3. 損益通算について

電子記録移転権利は、上場株式等に係る配当所得との損益通算は行えないところ、特定受益証券発行信託の受益証券のセキュリティトークンと同等の取扱い（上場株式等との損益通算）とすることを要望する。

4. 繰越控除

電子記録移転権利は、3年間の譲渡損失の繰越控除が行えないところ、特定受益証券発行信託の受益証券のセキュリティトークンと同等の取扱い（3年間の譲渡損失の繰越控除）とすることを要望する。

5. 特定口座への受入

電子記録移転権利は、特定口座への受け入れが行えないこととなっているところ、特定受益証券発行信託の受益証券のセキュリティトークンと同等の取扱い（特定口座への受入）とすることを要望する。

¹ 特定受益証券発行信託の受益証券のセキュリティトークンは、総合課税、申告分離課税、源泉分離課税のうちから課税方法を選択できることとなっている。

令和5年度税制改正に関する要望書

2022年9月22日

「令和5年度税制改正に関する要望書」目次

I	はじめに	…	1
II	日本STO協会について	…	2
III	STの仕組みと特徴等について	…	3
	1. STのしくみについて	…	3
	2. STの特徴について	…	4
	3. STに関する規制について	…	5
	4. STの市場規模について	…	6
IV—I	本協会の税制改正要望について	…	7
IV—II	所得税法における電子記録移転権利の取扱い	…	8
	1. 配当及び収益分配金の課税（申告納税）の取扱い	…	8
	2. 譲渡所得の課税の取扱い	…	9
	3. 損益通算について	…	9
	4. 繰越控除	…	9
	5. 特定口座への受け入れ	…	10
IV—III	相続税における匿名組合等の評価方法	…	10
	相続税法の取扱い	…	10

I はじめに

我が国では、2020年5月に施行された「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第28号）等により、ブロックチェーン等の分散型台帳技術等により、電子的に発行・移転ができる有価証券や権利は、電子記録移転有価証券表示権利等（いわゆるセキュリティトークン）と位置づけられ、法的な取扱いが明確化されました。この後、2021年になってから、一般投資家を対象としたセキュリティトークン（トークン化された有価証券及び金融商品取引法上の電子記録移転権利を指し、以下「ST」という）の発行が行われています。

これまで発行されたSTは、社債、不動産物件を裏付け資産とした受益証券や匿名出資組合持分ですが、今後、航空機や船舶のリース債権、住宅ローン等の金銭債権、知的財産権等を裏付け資産とし、多様な投資家ニーズに沿ったSTの発行が期待されております。

また、ST化することにより、従来は技術的・コスト面で困難であった小規模な資産を裏付けとした金融商品の発行が可能となりますので、より個人投資家のニーズに沿った投資機会の提供が可能となります。

これらの電子記録移転有価証券表示権利等として整理されたSTについては、対象とする資産にかかわらず、金融商品取引法（以下「金商法」という）上は同じ規制が課されることとなりますが、国内税制の適用時においては、STの発行スキームによって税制上の取扱いが異なるため、たとえ、同一の資産を投資対象とした場合であっても、特定のスキームで発行されたSTは、税制上不利な取扱いを受け、また、所得税の申告時等に煩雑な手続が必要となります。

2022年6月7日に閣議決定された政府の「経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～²」において、STでの資金調達機会を拡大させ、個人投資家を含めた幅広い投資家層に投資機会を提供し資産形成を促すための環境整備を進める方針が明示されておりますが、STを通じた資金調達機会の拡大や個人投資家を含めた幅広い投資家層に投資機会を提供し、資産形成を図ることにより、我が国経済の一層の発展に貢献するには、より一層の制度整備が必要不可欠です。

このような認識の下、令和5年度税制改正に当たり、税制改正が望まれる事項について、本書により要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

² 内閣府 HP <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2022/decision0607.html>

II 日本STO協会について

日本STO協会は、金融商品取引業者等を会員とする一般社団法人として、2019年10月に設立されました。電子記録移転権利等の売買その他の取引等を公正かつ円滑にならしめ、金融商品取引業の健全な発展を図り、もって投資者の保護に資することを目的として活動しています。

2020年4月には、金融商品取引法第78条第1項の規定に基づき、金融庁から認定金融商品取引業協会として認定を受け、電子記録移転権利等の売買等における自主規制機関※として活動するとともに、金融資本市場の活性化・高度な産業の育成・グローバルな視点での競争力の維持を推進し、STの広報、普及啓発に努めています。

2022年8月1日時点で、金融商品取引業者及び登録金融機関等からなる正会員13社、ブロックチェーン基盤の開発会社、法律事務所、資産運用会社等からなる賛助会員56社、自主規制機関からなる後援会員2社が会員となっています。

○ 本協会の自主規制の対象範囲

	開示規制の種別	業規制の登録種別	主な自主規制機関
トークン化された有価証券表示権利 株式や社債等、2条1項各号の有価証券がトークン化されたもの	第一項有価証券 原則として発行・継続開示の義務 あり	第一種金融商品取引業 登録時の最低資本金5,000万円、自己資本比率の継続的なモニタリングなど、高水準の規制を受ける	日本証券業協会
電子記録移転権利 集団投資スキーム、信託受益権等、2条2項各号の権利がトークン化されたもの	第一項有価証券 (改正前) 第二項有価証券	第一種金融商品取引業 (改正前) 第二種金融商品取引業	日本STO協会 改正に基づき新たに設立
適用除外電子記録移転権利 内閣府令により、電子記録移転権利から除外されるもの	第二項有価証券 原則として発行・継続開示の義務 なし	第二種金融商品取引業 最低資本金は1,000万円でもよく、自己資本規制も受けない	

Ⅲ STの仕組みと特徴等について

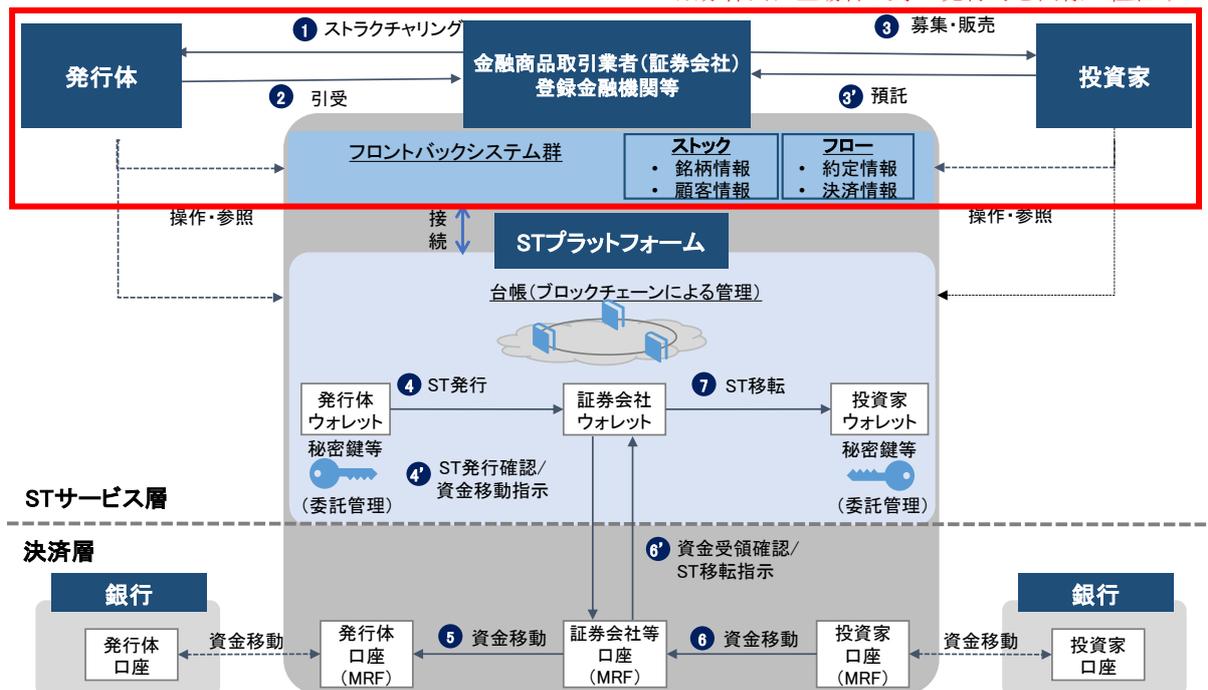
1. STの仕組みについて

STを発行する流れは、基本的に上場株式等と同様であり、投資家から払込みを受けた金銭の額に応じて、配当等のリターンを受取る有価証券に表示される権利を付与するというものですが、STが上場株式等とは異なる点は、こうした権利を、分散型台帳技術を用いたシステム基盤であるプラットフォーム上で発行されるトークン（証票）に表示するという点で、トークンを他人に移転すればトークンに表示された権利の移転も行うことができます。また、発行されたSTは、2. に記載する特徴を有します。

STの移転や配当金の支払い等には、秘密鍵と呼ばれる専用の乱数（いわゆるパスワードのようなもの）が必要となります。秘密鍵は、ウォレットと呼ばれるソフト・ハードウェアにより管理されますが、ウォレットが外部からのハッキング等を受け、秘密鍵が第三者に流出してしまうと、ウォレット内のSTが盗難に遭うおそれもあります。こうしたリスクに対応するため、金融商品取引業者等は、投資家から秘密鍵の預託を受け、法令上の分別管理に係る規定等に基づき、自己または外部委託先において自身の固有財産等と分別して管理することによって、STを安全確実に管理しています。

図1 STプラットフォームと発行・販売の仕組み

※赤枠内は上場株式等の発行時と同様の仕組み



2. S Tの特徴について

ブロックチェーン等の分散型台帳技術により発行されるS Tは、主に次の特徴を有しています。

- ① 分散型台帳技術によって、電子帳簿の書換えと権利移転を一連として行うことができるため、発行されたS Tの取引に当たっては、理論上、上場株式等の取引の際に必要な振替機関による保管や振替が不要となり、これらの業務を行うためのコストの削減が見込まれます。
- ② ①のような技術・コスト面の効率化等により、これまで、技術・コストの制約から実現が難しかったより少額の資金調達や、これまでの手段では流動性に乏しかったファンド等が流動性を得られるようになるため新たなファンドの組成・流通が可能となります。また、投資単位が下がるため、投資行動のハードルが下がり、投資家層の拡大がなされること、より投資家のニーズに沿った金融商品も提供できるようになること等が期待されています。
- ③ 分散型台帳技術の活用によって、発行体がS Tを所有する投資家の情報に直接アクセスすることができるので、発行体から投資家へ金銭以外の方法による株主優待等の特典の付与や利金の支払いも可能となり、より投資家のニーズに沿った金融商品も提供できるようになることが期待されています。すでにユーティリティ・コインによる株主優待交付の実証実験が行われ、また購入者特典としての暗号資産の付与やポイントによる利金の支払いなども行われています。
- ④ 従来の証券取引では、個人投資家は預金取扱等金融機関等の口座にある預貯金を投資資金として証券取引の決済をすること求められていましたが、分散型台帳技術とスマートコントラクト³の活用により、預金取扱等金融機関等の口座を介さない形での決済も理論上は可能と考えられています。特に、通貨と紐付けられた暗号資産であるステーブルコインを利用することにより、S Tの移転と同時に資金の移動も可能となることから、取引時間の拡大や決済期間の短縮化が可能になり、決済リスクの軽減を図ることも期待されており、現在、様々な試験的な取組みが行われています。
- ⑤ スマートコントラクトを利用することで、例えば、社債の償還日に自動償

³ ブロックチェーン上に保存されたプログラムであり、一定の条件が満たされた後に、プログラムされた処理を自動で実行するものを指します。

還機能を設定したり、本人確認手続が完了していない者へのS Tの移転制限を付すことが可能となります。これまで人が行っていたコンプライアンスを遵守するための作業を自動化することができるため、コンプライアンスコストの低減化も見込めます。

このようにS Tの効果的な利用によって、有価証券の発行、流通をより効率化できる可能性があり、市場の大きな発展が期待されています。

一方で、投資家のS Tに対する認知度が低く、投資商品としてのS Tの存在、そのメリットや固有のリスクについても十分に認知されていません。S Tは既存の金融商品よりも投資単位が低い個人投資家向けの商品が多く、個人投資家の認知度の向上がないままでは、個人投資家の資産形成及びS T市場の発展が望めません。本協会としては、S Tの認知度向上のための広報、普及啓発活動につきましても、これまで以上に取組んでいく所存です。

3. S Tに関する規制について

S Tのさきがけとして、2017年頃から、企業等がブロックチェーン技術に代表される分散型技術台帳を用いてトークンを発行し、法定通貨や仮想通貨の調達を行うInitial Coin Offering（以下「ICO」という。）が世界的に流行しましたが、詐欺的なICOが横行したことや事業計画等の杜撰さ、情報開示の義務付け等の十分な投資者保護がなされていないといった様々な問題が指摘されたことなどを踏まえて、規制の必要性が高まり、特に金商法上の集団投資スキームに相当するようなものについては、金融商品取引法において規制することが期待されました。⁴

2020年5月に施行された「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第28号）等により、分散型台帳技術を用いた「トークン」に表示される有価証券等に係る権利が、電子記録移転有価証券表示権利等と定義されました。それにより、金商法第二条第一項に規定される株式、社債、受益証券発行信託の受益証券といった（第一項）有価証券及び、第二条第二項に規定される、いわゆるみなし有価証券（集団投資スキーム持分及び受益権等）については、第一項有価証券と同様の有価証券として整理されました。S Tが第一項有価証券として整理されたことで、金融商品取引業者や登録金融機関等がS Tの取扱いを行う際には、第一項有価証券を取扱う際に課される金商法上の規制と同様の規制が適用されることとなったため、第一項有価証券と同等の投資家保護が図

⁴ 出所：金融庁「仮想通貨交換業等に関する研究会報告書」（2018年12月21日）
<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20181221.html>

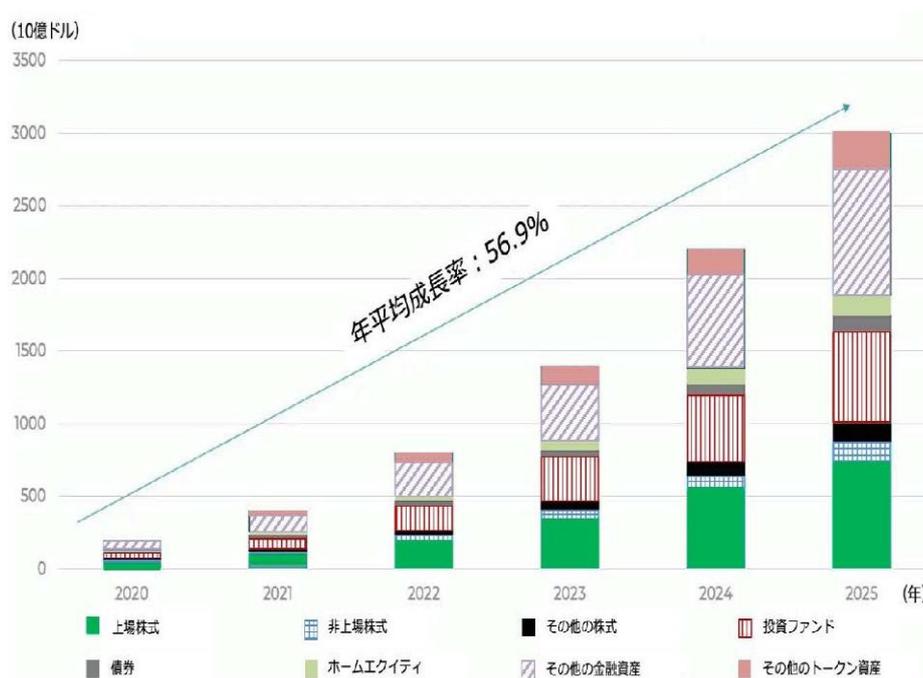
られることになりました。

4. STの市場規模について

我が国では、試験的に発行されたものを除くと、2021年に社債のSTが一般向けとしては初めて発行されました。それ以降、STの発行が本格的に行われるようになり、2022年8月末日時点で、一般投資家向けに発行されたSTについては、社債のSTが、2件、発行価格総計約17億円、不動産物件を投資対象とした受益証券発行信託のSTが、6件、同約147億円、不動産物件を投資対象とした匿名組合出資持分のSTが、1件、同約8億円でありますが⁵、いずれの事案も発行日までに完売しており、今後も引き続き発行が見込まれています。

他方、世界のSTの発行状況については、2019年に55件、調達額45,254百万ドル⁶となっていますが、将来的には、2025年に約30兆円規模の市場に発展すると予測するレポートもあり、これからの大きな市場の発展が見込まれています。

図2 セキュリティトークンの拡大予測（金額ベース）⁷



⁵ 有価証券届出書等を基に日本STO協会にて集計

⁶ 出所：Block State Global STO Study <https://blockstate.com/global-sto-study-en/>

⁷ 出所：SOMPO 未来研究所（主任研究員 大沢泰男）「SOMPO 未来研レポート セキュリティトークンの可能性」（なお、area2invest, “Security Token Offerings: Anatomy & Context Part1: How to successfully structure STOs”, June 2021 を SOMPO 未来研究所にて和訳・一部加筆）

IV－I 本協会の税制改正要望について

我が国初の社債や不動産物件を裏付け資産とした受益証券発行信託を用いた S T が発行された後、2022 年も引き続き順調に発行が継続しているところです。

一方、上述のとおり、第 2 条第 2 項に規定される、いわゆるみなし有価証券（集団投資スキーム持分及び受益権等）をブロックチェーンなどの分散型台帳技術を用いて「トークン」としたものについては、金商法第 2 条第 3 項に「電子記録移転権利」として定義され、広く流通することが想定されたことから、株式や社債などと同様の第一項有価証券として整理されたところですが、2021 年度以降、匿名組合出資持分の S T の発行は 1 件にとどまっています。

このように電子記録移転権利の発行が活発化しない大きな理由は、「電子記録移転権利」が、金商法上、株式や社債と同じ第一項有価証券として整理されたにもかかわらず、投資家が投資をする際の課税方法が改正されなかったことにより、株式や社債よりも税制上不利な取扱い等を受けるため、S T として発行するメリットを打ち消してしまうことに起因するものです。

こうした中、2022 年 6 月 7 日に閣議決定された政府の「経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、「Fintech の推進のため、セキュリティトークン（デジタル証券）での資金調達に関する制度整備」を行い、「事業者のセキュリティトークン（トークンという形でデジタル化された証券：デジタル証券）での資金調達機会を拡大させ、個人投資家を含めた幅広い投資家層に投資機会を提供し資産形成を促す」とされているところです。

これらの目標の実現のために、令和 5 年度税制改正に関し、電子記録移転権利の各種税制について、株式や社債等の税制と同様に取り扱うなど、次の事項を要望いたします。

IV－II 所得税法における電子記録移転権利の取扱い

金商法の改正により創設された電子記録移転権利は、第二項有価証券（集団投資スキーム持分及び受益権等のみなし有価証券）でありながらも、分散型台帳技術を用いた「トークン」としての高い流通可能性等に鑑みて、第一項有価証券（株券、社債券等）としての規制が適用されることになった。他方、所得税法等では電子記録移転権利に関連する法改正は行われていないため、従来どおり電子記録移転権利の内容に応じた課税が行われる。

金商法により高い流通可能性を想定して重い金融規制を課したこととのバランスを考慮し、流通を阻害しないために、特定受益証券発行信託の受益証券のS Tと同様の取扱い（配当所得等の課税の特例、譲渡所得の申告分離課税、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用並びに特定口座への受入）とするよう、税制上の措置が必要であると考えられる。そのため、以下の対応を要望するものである。

1. 配当及び収益分配金の課税（申告納税）の取扱い

特定の資産を裏付けとした匿名組合出資持分や信託の受益権（以下「匿名組合等」という）のS Tについては、その投資効果や流通性は、同様の資産を裏付けとした特定受益証券発行信託の受益証券と同等であり、S T化された場合、金商法上の取扱いも同様となっているところ、特定受益証券発行信託の受益証券のS Tに係る配当及び収益分配金に関しては、配当所得に該当し、総合課税、申告分離課税、源泉分離課税のうちから課税方法を選択できることとなっている（所得税法 24 条①、措法 8 条の 4①四、8 条の 5①の五）。

一方、匿名組合等のS Tの配当及び収益分配金については、原則雑所得として課税されることとなっている。

については、匿名組合等のS Tについては、特定受益証券発行信託の受益証券のS Tと同様の取扱い（配当所得の課税の特例）とすることを要望する。

2. 譲渡所得の課税の取扱い

電子記録移転有価証券表示権利等のうち、特定受益証券発行信託の受益証券のS Tに係る譲渡所得の課税の取扱いは、上場株式等として申告分離課税となっているものの、匿名組合等のS Tは、譲渡価額と取得価額との差額が譲渡所得として総合課税の対象となり、同じ性格の金融商品でありながら異なる取扱いがされている。

については、匿名組合等のS Tについては、特定受益証券発行信託の受益証券のS Tと同等の取扱い（譲渡所得の申告分離課税）とすることを要望する。

3. 損益通算について

電子記録移転有価証券表示権利等のうち、特定受益証券発行信託の受益証券のS Tについては、上場株式等に係る譲渡損と上場株式等に係る配当所得との損益通算が可能となっているが、匿名組合等は、上場株式等に係る配当所得との損益通算は行えないこととなっている。

については、匿名組合等のS Tについては、特定受益証券発行信託の受益証券のS Tと同等の取扱い（上場株式等との損益通算）とすることを要望する。

4. 繰越控除

電子記録移転有価証券表示権利等のうち、特定受益証券発行信託の受益証券のS Tにおいては、3年間の譲渡損失の繰越控除が可能となっているが、匿名組合等のS Tにおいては、3年間の譲渡損失の繰越控除は行えないこととなっている。

については、匿名組合等のS Tについては、特定受益証券発行信託の受益証券のS Tと同等の取扱い（3年間の譲渡損失の繰越控除）とすることを要望する。

5. 特定口座への受入

電子記録移転有価証券表示権利等のうち、特定受益証券発行信託の受益証券のS Tにおいては、特定口座への受け入れが可能となっているが、匿名組合等のS Tにおいては、特定口座への受け入れが行えないこととなっている。

ついては、匿名組合等のS Tについては、特定受益証券発行信託の受益証券のS Tと同等の取扱い（特定口座への受入）とすることを要望する。

IV－III 相続税における匿名組合等の評価方法

相続税法の取扱い

相続税法（施行令及び施行規則を含む）及び相続税基本通達並びに相続税財産評価に関する基本通達に匿名組合等に関する明確な定めはない。

そこで、匿名組合等のS Tについて、簡便に評価できるよう、その取扱いを明示することを要望する。

以 上

令和5年度税制改正に関する要望 (説明資料)

2022年9月22日



目次

1. 所得税法における主要な有価証券の課税関係	3
<hr/>	
2. 所得税法上の有価証券の範囲	5
<hr/>	
3. 所得税法における課税の特例を受ける要件	6
・ 配当所得	
・ 譲渡所得	
<hr/>	
4. 相続税の整理（匿名組合出資）	10
<hr/>	
5. 整理すべき課題等	11
・ 税制改正要望の内容	
・ 対象	
・ 有価証券及び株式等の範囲	
・ 課税関係	
・ 相続税	

1. 所得税法における主要な有価証券の課税関係 (1/2)

	国内上場株式	国内非上場株式	特定受益証券発行信託 (上場又は公募)	受益証券発行信託 (一般) (特 定受益証券発行信託除く)	匿名組合の権利
① 配当及び収益分配金の課税 (申告納税)	<p>納税者は以下のいずれかの課税方法を選択することができる。</p> <p>(i)総合課税の上、配当控除の適用 (ii)申告分離課税 (iii)申告不要(大口株主等を除く) 所法22条②一、所法24条①、所法92条、措法8条の4①一、8条の5①一</p>	<p>納税者は以下のいずれかの課税方法を選択することができる。</p> <p>(i)総合課税の上、配当控除の適用 (ii)申告不要(10万円以下の少額配当等に限る) 所法22条②一、所法24条①、所法92条、措法8条の5①一</p>	<p>配当所得に該当し、以下のいずれかの課税方法を選択することができる。</p> <p>(i)総合課税 (ii)申告分離課税 (iii)源泉分離課税 所法24条①、措法8条の4①四、8条の5①五</p>	<p>配当所得 (収益の分配をいい、元本の払い戻し除く) に該当し、納税者は以下のいずれかの課税方法を選択することができる。</p> <p>(i)総合課税の上、配当控除の適用 (ii)申告不要(10万円以下の少額配当等に限る) 所法24条①、所法92条、措法8条の5①一</p>	<p>原則：雑所得。 例外：匿名組合事業を営業者と共に経営していると認められる場合は、事業所得又はその他の各種所得。 所通36・37共-21</p>
② 配当の課税 (源泉徴収)	<p>利益配当につき、20.315% (所得税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%) の源泉所得税がかかる。ただし、大口株主等の場合には20.42%の源泉所得税がかかる。 所法181条①、所法182条二、措法9条の3①、復興確法28条、地法71条の28</p>	<p>利益配当につき、20.42%の源泉所得税がかかる。 所法181条①、所法182条二、復興確法28条</p>	<p>収益分配金につき、20.315%の源泉所得税がかかる。 所法181条①、所法182条二、復興確法28条</p>	<p>収益分配金につき、20.42%の源泉所得税がかかる。 所法181条①、所法182条二、復興確法28条</p>	<p>組合からの分配金につき、20.42%の源泉所得税がかかる。 所法210条、所法211条、復興確法28条</p>
③ 譲渡損益の課税 (解約及び償還を除く)	<p>上場株式等として申告分離課税。 措法37条の11①、②一</p>	<p>一般株式等として申告分離課税。 措法37条の10①、②一</p>	<p>上場株式等として申告分離課税。 措法37条の11①、②三の二</p>	<p>一般株式等として申告分離課税。 所法6条の3①四、措法37条の10①、②一</p>	<p>譲渡価額と取得価額との差額が譲渡所得として総合課税の対象となる。</p>

国内上場株式等に適用される課税と同様の取り扱いを要望する

1. 所得税法における主要な有価証券の課税関係 (2/2)

	国内上場株式	国内非上場株式	特定受益証券発行信託 (上場又は公募)	受益証券発行信託 (一般) (特定受益証券発行信託除く)	匿名組合の権利
④ 損益通算	上場株式等に係る譲渡損と上場株式等に係る配当所得との損益通算可能。 措法37条の12の2①	配当所得との損益通算不可。	上場株式等に係る譲渡損と上場株式等に係る配当所得との損益通算可能。 37条の12の2①	配当所得との損益通算不可。	配当所得との損益通算不可。
⑤ 繰越控除	3年間の損失の繰越控除可能。 措法37条の12の2⑤	3年間の損失の繰越控除不可。	3年間の損失の繰越控除可能。 措法37条の12の2⑤	3年間の損失の繰越控除不可。	3年間の損失の繰越控除不可。
⑥ 特定口座への受入	特定口座への受入可能。 措法37条の11の3、措令25条の10の2⑭	不可。	特定口座への受入可能。 措法37条の11の3、措令25条の10の2⑭	不可。	不可。
⑦ 導管性の有無	無し。	無し。	無し。	無し。	有り。

国内上場株式等に適用される課税と同様の取り扱いを要望する

2. 所得税法上の有価証券の範囲

1. 法令等における有価証券の範囲の相違

金商法改正により創設された電子記録移転権利は、第二項有価証券の商品でありながらも、高い流通可能性等に鑑みて、第一項有価証券としての規制が適用されることになった。他方、所得税法では電子記録移転権利に関連する法改正は行われていないため、従来通り電子記録移転権利の内容に応じた課税がされる。

金商法により高い流通性を想定して重い金融規制を課したこととのバランスを考慮し、流通性を阻害しないために、所得税法においても有価証券の範囲に含めて課税の特例を受けられる仕組みが必要である。

規制区分	金融商品取引法	所得税法	備考
第一項有価証券	<金商法2条1項各号> ・ 株券/社債/受益証券発行信託の受益権等	<所得税法> 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。	有価証券の範囲は概ね整合している
	<金商法2条2項柱書> ・ 有価証券表示権利	<所得税法施行令4条1項1号> ・ 金融商品取引法第二条第一項第一号から第十五号及び第十七号に掲げる有価証券に表示されるべき権利（これらの有価証券が発行されていないものに限る。）	有価証券の範囲は概ね整合している
	<金商法2条2項各号> ・ 電子記録移転権利	（電子記録移転権利は所得税法において有価証券の範囲に含まれていない）	限られた一部のみ
第二項有価証券	<金商法2条2項各号> ・ 電子記録移転権利以外の信託受益権、集団投資スキーム持分等 ・ 適用除外電子記録移転権利	<所得税法施行令4条1項2号> ・ 合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、法人税法第二条第七号（定義）に規定する協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分	限られた一部のみ

3. 所得税法における課税の特例を受ける要件（1/4）

1. 配当所得

上場株式等（上場された特定受益証券発行信託の受益権を含む）及び特定受益証券発行信託の受益権（公募）については、各種所得金額を合計して所得税額を計算する総合課税制度が適用されるが、①源泉分離課税とされるもの、②確定申告をしないことを選択したもの、及び③上場株式等の配当について申告分離課税を選択したもの、を除くとされている。③について、以下に掲げる「上場株式等の配当等」に該当する場合、「上場株式等に係る配当所得等の課税の特例」により申告分離課税が選択適用可能（租税特別措置法第八条の四第一項）となる。

特定受益証券発行信託の受益権（上場又は公募）同様、電子記録移転権利に係る収益分配金について、「上場株式等の配当等」に含め申告分離課税を選択適用できるように要望する。

<上場株式等の配当等（租税特別措置法第八条の四第一項各号）>（正確な要件は条文参照）

- 一. 金融商品取引所に上場されている株式等
- 二. 投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配
- 三. 特定投資法人の投資口の配当等
- 四. 特定受益証券発行信託（信託契約の締結時において委託者が取得する受益権の募集が公募により行われたものに限る。）の収益の分配
- 五. 特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。）の社債的受益権の剰余金の配当
- 六. 特定公社債の利子

3. 所得税法における課税の特例を受ける要件（2/4）

1. 配当所得

先述のスライド（後述の参考資料のスライド含む）のとおり、受益証券発行信託は、課税関係が4パターン（特定受益証券発行信託（上場又は公募）、特定受益証券発行信託（上場・公募でないもの）、受益証券発行信託（上場）、受益証券発行信託（一般））存在している。特に、特定受益証券発行信託（上場又は公募）の場合、「上場株式等の配当等」に含まれ、その収益分配金は申告分離課税が選択適用可能になる。なお、特定受益証券発行信託に該当するための要件は以下の通りである。

<特定受益証券発行信託（所得税法第二条第一項十五の五及び法人税法第二条第一項二十九号ハ）>（正確な要件は条文参照）

1. 信託事務の実施につき政令で定める要件に該当するものであることについて政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた法人
2. 各計算期間終了の時における未分配利益の額として政令で定めるところにより計算した金額のその時における利益留保割合が政令で定める割合（1,000分の25）を超えない旨の信託行為における定めがあること。
3. 各計算期間開始の時において、その時まで到来した利益留保割合の算定の時期として政令で定めるもののいずれにおいてもその算定された利益留保割合が（2）に規定する政令で定める割合を超えていないこと。
4. その計算期間が一年を超えないこと。
5. 受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）が存しない信託に該当したことがないこと。

そのため、特定受益証券発行信託（上場又は公募）のように、電子記録移転権利においても特定の要件を定め、それに該当する場合に「上場株式等の配当等」に含めることを要望する。

3. 所得税法における課税の特例を受ける要件（3/4）

2. 譲渡所得

各種所得金額を合計して所得税額を計算する総合課税制度が適用されるが、①土地・建物等の譲渡、及び、②株式等の譲渡、による譲渡所得を除くとされている。

②について、以下に掲げる「上場株式等」に該当する場合、「上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」により申告分離課税が選択適用可能（租税特別措置法第三十七条の十一第一項）となる。

電子記録移転権利の譲渡について、「上場株式等」に含め申告分離課税を選択適用できるよう要望する。

<上場株式等（租税特別措置法第三十七条の十一第二項）>（一部省略・正確な要件は条文参照）

- 一. 株式等で金融商品取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるもの
- 二. 投資信託でその設定に係る受益権の募集が第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたものの受益権
- 三. 第八条の四第一項第三号に規定する特定投資法人の投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口
- 三ー二. 特定受益証券発行信託（その信託契約の締結時において委託者が取得する受益権の募集が第八条の四第一項第四号に規定する公募により行われたものに限る。）の受益権
- 四. 特定目的信託の社債的受益権
- 五. 国債及び地方債 など

なお、「一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」においても申告分離課税の選択適用が可能となるが、損益通算や特定口座の利用の観点から「上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」を適用することも要望する。

3. 所得税法における課税の特例を受ける要件（4/4）

3. その他

< 譲渡損失の損益通算及び繰越控除、特定口座の受け入れ >

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除（租税特別措置法第三十七条の十二の二）には、「上場株式等」の定義はなく、上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例にある「上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」の定義と同義であると考えられる。

また、特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例（租税特別措置法第三十七条の十一の三）において、「上場株式等」の定義はなく、上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例にある「上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」の定義と同義であると考えられる。

そのため、上記のいずれにおいても、その特例の条文を改正しなくても、租税特別措置法第三十七条の十第二項にある「株式等」の定義及び租税特別措置法第三十七条の十一第二項にある「上場株式等」の定義にそれぞれ電子記録移転権利を追加すれば、損益通算や繰越控除制度、並びに特定口座の特例を利用可能になると考えられる。

4. 相続税の整理（匿名組合出資）

1. 匿名組合出資の評価方法

相続税法（施行令及び施行規則を含む）及び相続税基本通達並びに相続税財産評価に関する基本通達に匿名組合出資に関する明確な定めはなく、国税庁の質疑応答事例において匿名組合の評価方法は純資産価額の方法に準じて評価するとされている。

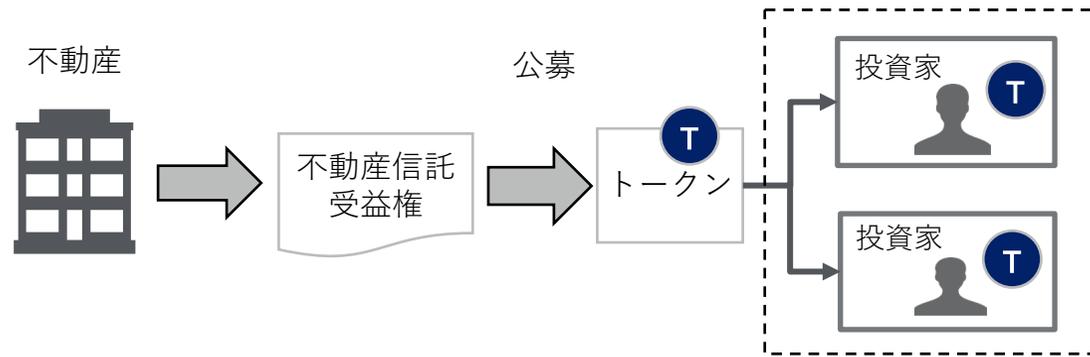
その質疑応答事例にて、関係法令通達の記載があり、相続税財産評価に関する基本通達を参照している。

相続税財産評価に関する基本通達の5は「評価方法の定めのない財産の評価」、185は「純資産価額」となっており、当該通達は国税庁が公布する内部文書である。

そのため、相続税についても、国税庁に電子記録移転権利に該当する匿名組合出資を簡便に評価できるようにその取扱いを明示することもしくは、質疑応答事例として公表することを要望する。

參考資料

【参考1】 トークン化された受益証券発行信託の受益証券と匿名組合出資持分の税の取扱い



同一の不動産・不動産信託受益権（投資対象資産）であって、金商法による同様の開示規制・行為規制が課せられているにもかかわらず、トークン化の方法によって、税の取扱いが異なる。



トークンの所得税法上の取扱い
(収益分配金、譲渡損益等)

項目	受益証券発行信託の受益証券（金商法2条1項14号）	匿名組合の権利（金商法2条2項5号）
① トークンの分類	トークン化された株式・社債等	電子記録移転権利
② 税法	特定受益証券発行信託（公募）	匿名組合の権利
③ 配当の課税	配当所得に該当 ① 総合課税、② 申告分離課税、③ 源泉分離課税から選択可	総合課税 - 原則：雑所得 - 例外：事業所得又はその他の各種所得
④ 配当の源泉徴収	収益分配金につき、20.315%の源泉所得税	組合からの分配金につき、20.42%の源泉所得税
⑤ 譲渡損益の課税	上場株式等として申告分離課税	総合課税 - 原則：譲渡所得 - 例外：事業所得又はその他の各種所得
⑥ 損益通算	上場株式等に係る譲渡損益と配当所得との損益通算可	配当所得との損益通算不可
⑦ 繰越控除	3年間の損失の繰越控除可	損失の繰越控除不可
⑧ 特定口座への受入	受入れ可	不可
⑨ 導管性の有無	なし	あり

【参考2】 金商法2条1項・2項各号における課税関係（個人）について（1/6）

	金商法2条2項一号 信託の受益権	金商法2条2項三号 合同会社等の社員権	金商法2条2項五号 民法組合等の権利	金商法2条2項五号 匿名組合の権利
商品例	<p>不動産の信託受益権 信託の受益権（金商法第2条第1項第10号及び同項第12条から第14条に掲げる信託の受益証券等に表示されるべきものを除く。）の取り扱いは、信託財産の内容（株式、公社債、金銭債権、不動産等）によって異なる。ここでは次の信託受益権を例に課税関係を整理する。 合同運用信託、不動産信託等 なお、法人課税信託及び退職年金等信託に該当する信託受益権については本件説明資料の対象から除外している。</p>	社員権型ファンド	投資事業有限責任組合への出資 有限責任事業組合への出資	匿名組合への出資
① 配当の課税 （申告納税）	<p>合同運用信託：集団投資信託に該当し信託配当時に、利子所得として、総合課税。 所法2条十一、所法13条①③一、所法22条②一、所法23条①</p> <p>上記以外：受益者等課税信託として、受益者が当該信託財産を直接有するものとされるため、信託配当時に課税はなく、その信託財産に帰せられる収益及び費用をその受益者の収益及び費用として認識する。 そのため、不動産から賃料収入及び減価償却費などの経費が生じている場合には、その収入及び経費に基づき不動産所得を認識する。 所法6条の2、所法13条①、所法26条②、法2条二九の二</p>	<p>総合課税の上、配当控除の適用が可能。 10万円以下の少額配当の場合は申告不要の選択が可能。 所法22条②一、所法24条①、所法92条、措法8条の5①一</p>	<p>組合事業に係る損益は、個人のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額又は必要経費として認識され、分配受領時での課税なし。 所通36・37共-19、19の2、20</p>	<p>原則：雑所得。 例外：匿名組合事業を営業者と共に経営していると認められる場合は、事業所得又はその他の各種所得。 所通36・37共-21</p>
② 配当の課税 （源泉徴収）	<p>合同運用信託：信託配当につき、15.315%の源泉所得税がかかる。 所法181条①、所法182条一、復興確法28条</p> <p>上記以外：利子所得、配当所得に該当しないため、源泉徴収は不要。</p>	<p>利益配当につき、20.42%の源泉所得税がかかる。 所法181条①、所法182条二、復興確法28条</p>	<p>組合員が居住者である場合には、源泉徴収は不要。</p>	<p>組合からの分配金につき、20.42%の源泉所得税がかかる。 所法210条、所法211条、復興確法28条</p>

【参考2】 金商法2条1項・2項各号における課税関係（個人）について（2/6）

	金商法2条2項一号 信託の受益権	金商法2条2項三号 合同会社等の社員権	金商法2条2項五号 民法組合等の権利	金商法2条2項五号 匿名組合の権利
③ 譲渡損益の課税	<p>合同運用信託：譲渡所得として、総合課税。</p> <p>上記以外：信託財産によって総合課税か申告分離課税かが異なる。個人が所有していた不動産の信託受益権を譲渡した場合には、申告分離課税が適用される。 措法31条、措法32条</p>	<p>申告分離課税。 措法37条の10①、②一</p>	<p>組合持分の譲渡ではなく、組合の合有財産をその持分に応じて譲渡したものとされる。組合財産の内容によって所得区分や総合課税・分離課税の取扱いが異なる。</p>	<p>譲渡価額と取得価額との差額が譲渡所得として総合課税の対象となる。</p>
④ 損益通算	<p>合同運用信託：総合課税の他の所得と損益通算可能。 所法69条</p> <p>上記以外：信託財産によって損益通算の可否が異なる。不動産賃貸等の所得については、総合課税が適用されるすべての所得との間で損益通算が認められる。一方、不動産に係る譲渡所得については、分離課税が適用され、長期譲渡所得又は短期譲渡所得内においてのみ損益通算が可能である。 措法31条、措法32条</p>	<p>上場株式の譲渡損のように配当所得との損益通算不可。</p>	<p>上場株式の譲渡損のように配当所得との損益通算不可。</p>	<p>上場株式の譲渡損のように配当所得との損益通算不可。</p>
⑤ 繰越控除	<p>信託財産の譲渡が総合課税の対象となるのであれば、3年間の繰り越し控除可能（青色申告者は純損失の全て、白色申告者は変動所得などのみ） 所法70条①②一</p>	<p>3年間の損失の繰越控除不可。</p>	<p>3年間の損失の繰越控除不可。</p>	<p>3年間の損失の繰越控除不可。</p>
⑥ 特定口座への受入	<p>不可。</p>	<p>不可。</p>	<p>不可。</p>	<p>不可。</p>
⑦ 導管性の有無	<p>合同運用信託：無し。 所法13条①③</p> <p>上記以外：有り。 所法13条①</p>	<p>無し。</p>	<p>有り。</p>	<p>有り。</p>

【参考2】 金商法2条1項・2項各号における課税関係（個人）について（3/6）

	国内上場株式	国内非上場株式	特定公社債	一般公社債	株式投資信託 (私募株式投資信託を除く)	公社債投資信託 (私募公社債投資信託を除く)
① 配当及び 収益分配金 の課税（申 告納税）	納税者は以下のいずれかの課 税方法を選択することができる。 (i)総合課税の上、配当控除の 適用 (ii)申告分離課税 (iii)申告不要(大口株主等を除 く) 所法22条②一、所法24条①、 所法92条、措法8条の4①一、 8条の5①一	納税者は以下のいずれかの課 税方法を選択することができる。 (i)総合課税の上、配当控除の 適用 (ii)申告不要(10万円以下の少額 配当等に限る) 所法22条②一、所法24条①、 所法92条、措法8条の5①一	納税者は以下のいずれ かの課税方法を選択す ることができる。 (i)申告分離課税 (ii)源泉分離課税 (iii)申告不要 措法3条①一、8条の4① 六、8条の5①七	源泉分離課税（ただし、 利子の支払い者である 同族会社の一定の株主 が受ける場合は総合課 税） 措法3条①四	配当所得に該当し、納税者は以下の いずれかの課税方法を選択すること ができる。 (i)総合課税の上、配当控除の適用 (ii)申告分離課税 (iii)申告不要 所法22条②一、所法24条①、所法92 条、措法8条の4①二、8条の5①三	利子所得に該当し、以下のいずれか の課税方法を選択することができる。 (i)申告分離課税 (ii)源泉分離課税 措法3条①二、三、8条の4①二、8条 の5①三
② 配当の課 税（源泉徴 収）	利益配当につき、20.315% （所得税及び復興特別所得税 15.315%、地方税5%）の源泉 所得税がかかる。ただし、大 口株主等の場合には20.42%の 源泉所得税がかかる。 所法181条①、所法182条二、 措法9条の3①、復興確法28条、 地法71条の28	利益配当につき、20.42%の源泉 所得税がかかる。 所法181条①、所法182条二、 復興確法28条	利子につき、20.315% の源泉所得税がかかる。 所法181条①、所法182 条一、復興確法28条	利子につき、20.42%の 源泉所得税がかかる。 所法181条①、所法182 条一、復興確法28条	利益配当につき、20.315%（所得税 及び復興特別所得税15.315%、地方 税5%）の源泉所得税がかかる。た だし、大口株主等の場合には 20.42%の源泉所得税がかかる。 所法181条①、所法182条二、措法9 条の3①、復興確法28条、地法71条 の28	収益分配金（特別分配金を除く）に つき、20.315%の源泉所得税がかか る。 所法181条①、所法182条二、復興確 法28条
③ 譲渡損益 の課税（解 約及び償還 を除く）	上場株式等として申告分離課 税。 措法37条の11①、②一	一般株式等として申告分離課 税。 措法37条の10①、②一	上場株式等として申告 分離課税。 措法37条の11①、②	一般株式等として申告 分離課税。 措法37条の10①、②七	上場株式等として申告分離課税。 措法37条の11①、②二	上場株式等として申告分離課税。 措法37条の11①、②二

【参考2】 金商法2条1項・2項各号における課税関係（個人）について（4/6）

	国内上場株式	国内非上場株式	特定公社債	一般公社債	株式投資信託 (私募株式投資信託を除く)	公社債投資信託 (私募公社債投資信託を除く)
④ 損益通算	上場株式等に係る譲渡損と上場株式等に係る配当所得との損益通算可能。 措法37条の12の2①	配当所得との損益通算不可。	上場株式等に係る譲渡損と上場株式等に係る配当所得との損益通算可能。 37の12条の2①	利子所得との損益通算不可。	上場株式等に係る譲渡損と上場株式等に係る配当所得との損益通算可能。 37条の12の2①	上場株式等に係る譲渡損と上場株式等に係る配当所得との損益通算可能。 37条の12の2①
⑤ 繰越控除	3年間の損失の繰越控除可能。 措法37条の12の2⑤	3年間の損失の繰越控除不可。	3年間の損失の繰越控除可能。 措法37条の12の2⑤	3年間の損失の繰越控除不可。	3年間の損失の繰越控除可能。 措法37条の12の2⑤	3年間の損失の繰越控除可能。 措法37条の12の2⑤
⑥ 特定口座への受入	特定口座への受入可能。 措法37条の11の3、措令25条の10の2⑭	不可。	特定口座への受入可能。 措法37条の11の3、措令25条の10の2⑭	不可。	特定口座への受入可能。 措法37条の11の3、措令25条の10の2⑭	特定口座への受入可能。 措法37条の11の3、措令25条の10の2⑭
⑦ 導管性の有無	無し。	無し。	無し。	無し。	無し。	無し。

【参考2】 金商法2条1項・2項各号における課税関係（個人）について（5/6）

	特定受益証券発行信託 （公募）	特定受益証券発行信託 （公募を除く）	受益証券発行信託（上場） （特定受益証券発行信託除く）	受益証券発行信託（一般） （特定受益証券発行信託除く）
① 配当及び 収益分配金 の課税（申 告納税）	配当所得に該当し、以下のいずれかの課 税方法を選択することができる。 (i)総合課税 (ii)申告分離課税 (iii)源泉分離課税 所法24条①、措法8条の4①四、8条の5① 五	配当所得に該当し、以下の課税方法。 (i)総合課税 (ii)申告不要(10万円以下の少額配当等に 限る) 所法24条①、措法8条の5①一	配当所得（収益の分配をいい、元本の払い戻し 除く）に該当し、納税者は以下のいずれかの課 税方法を選択することができる。 (i)総合課税の上、配当控除の適用 (ii)申告分離課税 (iii)申告不要(大口株主等を除く) 法2条二十九の二、所法2条①八の三、所法6条 の3①八、所法22条②一、所法24条①、所法92条 措法8条の4①一、措法8条の5①一	配当所得（収益の分配をいい、元本の払い戻し 除く）に該当し、納税者は以下のいずれかの課 税方法を選択することができる。 (i)総合課税の上、配当控除の適用 (ii)申告不要(10万円以下の少額配当等に 限る) 法2条二十九の二、所法2条①八の三、所法6 条の3①八、所法22条②一、所法24条①、所法 92条、措法8条の5①一
② 配当の課 税（源泉徴 収）	収益分配金につき、20.315%の源泉所得 税がかかる。 所法181条①、所法182条二、復興確法28 条	収益分配金につき、20.42%の源泉所得税が かかる。 所法181条①、所法182条二、復興確法28条	利益配当につき、20.315%（所得税及び復興特 別所得税15.315%、地方税5%）の源泉所得税が かかる。ただし、大口株主等の場合には20.42% の源泉所得税がかかる。 所法181条①、所法182条二、措法9条の3①、復 興確法28条、地法71条の28	収益分配金につき、20.42%の源泉所得税がか かる。 所法181条①、所法182条二、復興確法28条
③ 譲渡損益 の課税（解 約及び償還 を除く）	上場株式等として申告分離課税。 措法37条の11①、②三の二	一般株式等として申告分離課税。 措法37条の10①、②五	上場株式等として申告分離課税。 措法37条の11①、②一	一般株式等として申告分離課税。 所法6条の3①四、措法37条の10①、②一

【参考2】 金商法2条1項・2項各号における課税関係（個人）について（6/6）

	特定受益証券発行信託 （公募）	特定受益証券発行信託 （公募を除く）	受益証券発行信託（上場） （特定受益証券発行信託除く）	受益証券発行信託（一般） （特定受益証券発行信託除く）
④ 損益通算	上場株式等に係る譲渡損と上場株式等に 係る配当所得との損益通算可能。 37条の12の2①	配当所得との損益通算不可。	上場株式等に係る譲渡損と上場株式等に係る配 当所得との損益通算可能。 37条の12の2①	配当所得との損益通算不可。
⑤ 繰越控除	3年間の損失の繰越控除可能。 措法37条の12の2⑤	3年間の損失の繰越控除不可。	3年間の損失の繰越控除可能。 措法37条の12の2⑤	3年間の損失の繰越控除不可。
⑥ 特定口座 への受入	特定口座への受入可能。 措法37条の11の3、措令25条の10の2⑭	不可。	特定口座への受入可能。 措法37条の11の3、措令25条の10の2⑭	不可。
⑦ 導管性の 有無	無し。	無し。	無し。	無し。